

広島県告示第102号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年2月2日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県東広島市志和町別府 2061 番地 3 宝積飲料株式会社 代表取締役 大戸 章浩
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市志和町別府 2061 番地 3 宝積飲料株式会社 志和工場

2 申請の内容

10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 2 基, 10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 4 基及び10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 3 基を廃止し, 10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1 基及び10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 2 基を設置する。また, 10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 4 基の使用の方法等を変更する。また, 汚水処理施設 3 基の汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類, 能力及び使用の方法

(その1) 10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 2 基, 10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 4 基, 10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 3 基 廃止

(その2) 新設

種	類	10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 (63 カーボクーラー [D B S])	10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 (64 C I P 装置)
---	---	---	---------------------------------------

能		力	120m ³ / 8時間 製品液の通過量		24,000 / 時間 洗浄液通過量			
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		着手後直ちに		着手後直ちに			
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに			
		使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		製造中常時, 20時間 / 日 (なし)		製造後, 4時間 / 日 (なし)		
		項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
使用 の 方 法	排出 水 等 の 量 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5 ~ 7	2 ~ 10	5 ~ 7	2 ~ 10	
		(単位 : mg/L)	生物学的酸素要求量		200	1,000	200	1,000
			化学的酸素要求量		100	700	100	700
			浮遊物質 量		10	10	10	10
			窒素含有量		40	80	40	80
			燐含有量		10	20	10	20
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		73	104	73	104		
汚水等の排出先		排水処理施設④		排水処理施設④				

(その3) 新設

種		類	10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 (65 缶リンサー)
能		力	36,000本 / 時間 空缶の洗浄本数
工期	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに

等	使用開始予定年月日		完成後直ちに			
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		製造中常時, 20時間/日 (なし)			
	項 目		通 常	最 大		
	排 汚 水 等 の さ の れ 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6.5~7	6~8	
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量		15	25
			化学的酸素要求量		10	20
			浮遊物質質量		2	5
			窒素含有量		5	10
			リン含有量		2	5
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³ /日)		16	48			
汚水等の排出先		排水処理施設④				

(その4) 変更

		変更前	変更後
種	類	10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 (20・21 濾過器) (同型2基)	
工 期 等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに
原材料 (消耗資材も含む。)の種類, 使用方法及び1日当たりの使用量		砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg	砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg アルコール 600kg

(その5) 変更

		変更前	変更後
種 類		10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 (24 濾過器)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	完成後直ちに
原材料（消耗資材も含む。）の種類， 使用方法及び1日当たりの使用量		砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg	砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg アルコール 600kg

(その6) 変更

		変更前	変更後
種 類		10-ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 (25 濾過器)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	完成後直ちに
原材料（消耗資材も含む。）の種類， 使用方法及び1日当たりの使用量		砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg	砂糖 1,000kg 果汁 1,000kg 香料 100kg 添加物 100kg アルコール 600kg

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前	変更後
種 類		排水処理施設①	
能 力		400m ³	
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに

等	使用開始予定年月日			—				完成後直ちに			
	項 目			処理前		処理後		処理前		処理後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
使用の方法	処理前処理後の汚水等の汚染状況	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	180	215	20	30	153	257	20	30
		窒素含有量		60	120	25	40	25	43	25	40
		磷含有量		12	30	5.5	10	6	12	5.5	10

(その2) 変更

			変更前				変更後			
種 類			排水処理施設②							
能 力			600m ³							
工期等	工事着手予定年月日		—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		—				着手後直ちに			
	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに			
使用の方法	項 目		項 目		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	処理前処理後の汚水等の汚染	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	180	215	20	30	153	257	20
窒素含有量		60		120	25	40	25	43	25	40

状 の 況	燐 含 有 量	12	30	5.5	10	6	12	5.5	10
-------------	---------	----	----	-----	----	---	----	-----	----

(その3) 変更

			変更前				変更後				
種 類			排水処理施設④								
能 力			1,000m ³								
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				着手後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後直ちに				
使 用 の 方 法	項 目		処理前		処理後		処理前		処理後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	汚 水 等 の 汚 染 状 況	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	180	215	180	215	153	257	153	257
		窒 素 含 有 量		60	120	60	120	25	43	25	43
燐 含 有 量		12		30	12	30	6	12	6	12	

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年2月2日から令和5年2月24日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市環境先進都市推進課